[最終講義]

移行期経済における財政分権化

---私の研究の回顧と展望---

佐 藤 博

このテーマは、私の本年度の講義計画の最終章に予定していたものでありますが、同時に在任43年間の最後の講義となったものです。では何故このようなテーマを選んだかということをまずお話しなければならないわけですが、移行期経済というのは、いうまでもなくロシアや東欧の計画経済から市場経済への移行期を表わすもので、ここではロシア連邦を取り上げたいと思います。ではどうしてロシア財政かというと話が長くなって、本題に入る時間が少なくなってしまうかもしれませんが、順序としてそれを申し上げたいと思います。

私は諸君より若い17歳から20歳までシベリアに抑留され、帰国後大学に入ったのですが、大学では第二外国語というものを履習しなければなりません。そこで堪能ということではないのですが、馴染みが深いということで、ロシア語を選んだわけです。当時はプーシキンの研究者で有名な金子幸彦先生に教わりました。諸君は、教養の語学などは、ひとつの単位としてしか或いは考えておられないかもしれませんが、当時は旧制高校の名残もあって実によく勉強したことを覚えております。今もって金子先生の教材にされていたプーシキンの「駅長」、駅長といっても赤や金色の線を巻いた帽子をかぶった人ではなく、街道の馬車が泊る駅の管理人で、官吏といっても最下位の身分の人の物語ですが、そのような物語や、レールモントフの情熱的な詩「白帆」などが鮮烈な印象をもって蘇ってまいります。平和な村の生活に飽き足らず、

荒海に漕ぎ出でて行く青年を「嵐の中にこそ幸があるごとく」と詩った彼の 言葉は、私の青春時代の生きざまであったかもしれません。

たまたま大学でゼミを選ぶ時、家業の関係で入場税の脱税容疑で査察が入ったことがありました。早朝家の中を隈無く探し、二重帳簿があるかどうか、全く厳しいものでした。結局は競争相手の中傷だったらしく容疑は晴れましたが、これがきっかけとなり、税金とは一体どんなものであるかと、財政に興味をもち、ロシア語クラスの多くの者は、大塚金之助先生の社会思想史のゼミを選んだのですが、私だけが、財政学の井藤半弥先生の門を叩いたわけです。門を叩くということは古い表現ですが、いわばゼミに入ったことになります。

ところが平素温厚な井藤先生のゼミでは、可能な限り第二外国語で研究を まとめるようにといわれ、大変なゼミに入ったと思ったのですが、これがロ シア語と財政学の奇妙な婚姻の始まりだったわけです。

けれども当時としては、ロシア語の書物は全くなく、どうしたらよいか困惑していたのですが、友人の話では、東京麻布の狸穴にある旧ソ連大使館の向い側のビルの二階で、ロシア人の老人がロシア語の本を売っているとの事、早速に出掛けてみましたが、殆んどが文学書とか、宣伝用のパンフレットばかりでした。そのうち社会科学の本なども売られていましたが、何度目か忘れましたが、偶然『社会主義国の予算』(1950年)というラブロフ(V. Labrov)の本を見付けたわけです。100ページほどの本でありましたが、これで卒論が書けると小躍りして喜んだことを覚えています。

とはいうもののすらすらと読めるわけでもなく、「辞書を読む」といった言葉の通りで、今も残っているその本には書き込みだらけでボロボロになっております。ともかく読んでみたわけですが、驚いたことに、間接税とおぼしき「取引税」(turnover tax)が国家予算収入の約半分を占めているのです。社会主義国にこのような間接税が存在し、しかも国家予算の半分近くを占めているということは、当時としては信じ難いことでした。これが好奇心とな

って取引税の研究の虜となったのです。その後大学院に進んで、木村元一先 生の下で本格的にこの取引税の研究に取り組むようになり、ロシア語の専門 書も手に入るようになり、興味を深めていったわけです。

幸いにも関西大学に奉職できましたが、この取引税とは一体どのようなものかということが頭から離れませんでしたので、この問題を私の研究の中心的課題とし今日に到ったわけです。何故このようなことを申し上げるかといいますと、日頃の財政学の講義では、殆んどこの問題については触れたことがありませんので、今日のテーマには、相当のギャップがあると思います。事実講義を担当してこれまで取引税問題をお話したことは、私が『ソビエト財政論』(1965年)を出版した1年だけで、それも財政学各論でやっただけでした。財政学が専門ですから当然研究の対象は財政学一般であることはいうまでもありません。

そのようなわけで、財政学の講義としてロシア連邦の財政問題を取り上げたのは、今日が始めてで、その意味では最初にして最後の講義といえるわけです。そこでこれまでの講義と今日のテーマとのつなぎとして、やや詳しく旧ソ連の取引税の問題を説明し、1991年のソ連の崩壊によって税制がどう変ったかということをお話したいと思います。

20世紀の大きな事件といえば、二度にわたる世界大戦もありますが、社会経済的に見れば、社会主義国ソ連の生誕と崩壊が20世紀全体を覆う歴史的出来事ということがいえると思います。取引税は、旧ソ連の革命後13年たった1930年の税制改革によって出来たものですが、それまでの54種類の租税・公課を統合したもので、主要なものとしては、当時の消費税と営業税の二つの租税が統一されて取引税に変ったということができます。

取引税は、社会主義的租税といわれておりますが、これは社会主義の特徴を具備した新しい租税ということではないと思います。マスグレイブ(R.A. Musgrave)は、タックス・ハンドル(tax handle)という見事な表現を使って、経済発展と税制の関係を説明しております。このタックス・ハンドルと

いう言葉は非常に訳し難い言葉なのですが、あえていえば、「課税の手がかり」といったもので、経済構造と税収との間に存在する租税のミクロ的構造つまり課税対象、課税標準、税率などの諸要因、また税制の仕組みそのものを指すといえます。従って経済構造が変化すれば、一定の租税収入を確保するためには、このタックス・ハンドルをうまく操作しなければならないことになります。私がかつてマンチェスター大学に留学した際、指導を受けたプレスト(A. R. Prest)教授は、このタックス・ハンドルという言葉を「生き生きとした表現」と絶賛しておりました。

旧ソ連では、1928年に第一次五ヵ年計画が始まり、急速な国営化や工業化が行われたのですが、消費税や営業税をはじめとする雑多な租税・公課が、いずれも国営企業から納付されることになり、むしろこれを統一したほうが簡素化できると考え、ひとつは取引税、もうひとつは利潤控除金という二つの収入チャンネルに改革したわけです。つまり旧来の税制では、新しい経済構造にタックス・ハンドルとして機能できなくなったのです。いい換えれば、収入目的、これを国庫目的といいますが、国庫目的にそぐわなくなったわけです。

1930年に導入された取引税は、当初それまでの消費税の名残りを受けて、極めて沢山の税率があり、食料品でも地域別に税率が異なり、数千の税率が存在しておりました。これまたタックス・ハンドルとして国庫目的にはそぐわなくなって、それを簡素化し、生産価格と小売価格の「差額」を徴収するという形に改革したわけです。そうすれば、税率にこだわる必要がなく、タックス・ハンドルとしてうまく機能できるからです。

もちろん計画経済ですから、生産価格も小売価格も公定されるので、その 差額も計画的に操作できるわけで、供給の少ない財については、取引税額を 上げることによって、小売価格を操作したり、さらにマクロ的には、総需要 と総供給を調整する手段として利用できるわけです。このような役割は、む しろ旧ソ連の計画経済の発展の結果出来上がったものと見ることができるの です。

租税というのは、収入の手段であるわけで、私がしばしば講義の折に強調したように、収入という土俵の中で、公平が論じなければならないわけで、百億円なら百億円の税収を生む二つの租税があったとすると、その二つの租税の中で、いずれが公平の観点から望ましいかということを議論しなければならないのです。古典派の中には、公平な租税は「少ない租税」だと主張するものもいましたが、租税は、どの租税を取り上げても、それだけを俎上に乗せて議論すれば、多かれ少なかれ望ましいものはないのです。租税は第一義的には収入の確保ということであって、次に負担の公平という基準があるということです。したがって社会主義においても収入を確保するものとして、経済構造に合わせた取引税という形態が出来上がったわけです。

いずれにしても、社会主義では計画経済が行われていますから、取引税も 単に収入手段ということだけでは、その経済的性質を規定することはできま せん。さきに申し上げたように取引税は計画経済の運営のために重要な役割 を付与されているわけです。そのような経済的性質に関しては、さまざまな 議論が行われてきました。

社会主義経済を研究するには、いずれにせよ一定の思想性や一定の方法論に立脚する必要があります。私の視点は、ある意味では無思想性、無方法論性といった批判はあるにせよ、可能な限り客観的にソ連経済を、そしてまた取引税を検討するといった立場です。これは、アレクサンダー・バイコフ(A. Baykov)の『ソヴェート同盟の経済制度』(訳書、1955年刊)の中で、野々村一雄・岡稔両氏がバイコフを評して述べている表現です。私の取引税研究の立場もこのような点に立っているといえます。

この取引税については、内外にその経済的性格について、さまざまな議論があります。西欧の学者は、その殆んどの者が、取引税は間接税であり、また消費税であると見ています。これに対し旧ソ連の学者は、取引税は、メーアベルト (Mehrwert) つまり剰余価値に帰着するもので、消費税ではないと

主張しているのです。剰余価値はいわば価値論の次元ですので、お叱りを受けるかもしれませんが、価格論の次元に直し、単純に申し上げますと、利潤に帰着するので、間接税つまり労働者の賃金に帰着するものではないと見ているわけです。

このような論争をまともに論じたのが、スミルノフ(A. Smirnov)の『取引税の経済的内容』(1963年)で、私の『ソビエト財政論』の中で紹介したわけです。間接税か、そうではないかという議論にいわば決着をつけたのは、私自身旧ソ連で最も高いレベルにあると思ったビルマン(A. M. Birman)の『ソ連財政理論』(1975年)という3巻から成る研究書です。そこでは、取引税には3つの見解があると指摘されていました。第1は、取引税は利潤に帰着するもので、間接消費税ではないというもので、旧ソ連の経済学者の中では一番支持された考え方だとしています。第2は、取引税は、いわば、利潤部分に帰着するものと賃金部分に帰着するものがあるという考え方です。また第3には、すべてが賃金に帰着するという、いわば間接消費税だとする見解です。いずれも旧ソ連の経済学者の見解だったわけで、それぞれに理論的根拠をもって主張されていたのです。ここでは、それを詳しく説明いたしませんが、私自身の研究結果は、そのうち第2の見解を取っております。

ちょうどわが国で消費税が導入された前年の12月に、消費税をめぐって、各政党の政調会長が出席して国会討論会が開かれた折、社会主義国でも消費税に似た取引税があるではないか、という自民党の政調会長の発言に対し、ある野党の政調会長が、私の『ソビエト財政論』を持ち出し、この研究書をよく読みなさいと迫るシーンがありました。そこでは取引税は間接消費税ではないと書いてある、と主張したわけです。おそらく私が旧ソ連の財政学者の見解を紹介している箇所を問題にしていたのでしょう。実際は、私の本の結論としては、取引税には間接消費税部分とそうでない部分が混在しているということをいっているので、或る意味では、双方とも正しく、また双方とも間違っているといえましょう。このことは、決して足して2で割るといっ

た類のものではなく、それなりの経済的論拠をもって主張していたのです。 この問題は、当時としては面白い研究課題であったわけです。

その後旧ソ連では大きな経済改革があって、経済的合理性に基づく計画経済が主張され、この取引税は、その一部が利潤納付金の方に移され、従って取引税収入の減少と利潤納付金の増大という予算収入上の変化があって、或る意味では、私のハイブリッド的な取引税の経済的性質が論証されたわけです。

話を元に戻しますが、税制というものは、税収を目的として、経済構造の変化に対応したタックス・ハンドルを用いなければならないのですが、1986年頃から旧ソ連では、当時のゴルバチョフ政権が「ペレストロイカ」を行いました。ロシア語で「ペレ」は「立て直す」といった意味で、また「ストロイカ」は「建築構造の土台」といった意味で、英語では「リストラ」(restructure)といって、今日では完全に日本語となっている言葉です。

御承知のように、或は御承知でないように、ゴルバチョフ政権は、漸進主義(gradualism)的な経済改革を実行しようとしたのです。このような経済構造の変化に対応して、当然のことながら、さきに述べたタックス・ハンドルも変えなければなりません。他の税制についてもそうでありますが、先程来の取引税も、その課税構造を変えなければなりません。

それまでの取引税は、さきにも申し上げたように、生産価格と小売価格の差額を徴収する形をとっていたわけですが、これは、生産財生産部門の賃金部分と消費財生産部門の賃金が、消費財の購入に向けられるので、価格的には消費財の価格を生産財生産部門の賃金部分だけ引き上げる必要があるためであります。もちろんこのほかに、国防や一般行政等に従事する人達の給与も消費財の購入に向けられるので、その分価格も更に引き上げる必要があります。従って西欧の経済学者は、取引税を「過剰購買力」の吸収手段とみてきたのです。

価格の自由化や民営化が行われるようになりますと、当然のことながらこ

のような差額課税方式は、タックス・ハンドルとしてうまく働らかなくなる わけです。

1990年の税制改革では、それまで長い間続けられて来た取引税の差額課税方式、つまり生産価格と小売価格の差額を徴収するといったやり方から、取引税を税率課税に改めることが決められたわけです。通常の財には一律15%といった一種の流通税の課税方式をとったのです。しかもこれは、多段階累積型といった極めてプリミティブな取引税形態となっていました。

わが国でも、かって昭和23年から24年にかけて取引高税という1%の累積型取引税が掛けられたことがありましたが、悪評を受けて1年で止められましたが、雪だるま式に税の上にまた税が掛かるというのは不公平な税ではあります。しかし税務行政など存在しなかった旧ソ連においては、極めて簡易な、そしてスミス(A. Smith)の第4原則にも適った形のものであり、また近年のレーガン税制改革の原則のひとつとなっていた簡素性に適った課税方式だともいえるもので、移行期のタックス・ハンドルとしては、決して非難されるようなものではないのです。

このゴルバチョフ政権の税制改革は、1991年1月から実施されたのでありますが、ご承知のように、同年8月のクーデターを契機に旧ソ連が崩壊し、新しくロシア連邦が成立し、エリツィン(B. Yeltin)政権の誕生によって、完全な実施は見られなかったわけです。

フェルドシュタイン (M. Feldstein) の言葉を借りますと、税制改革には、「タックス・リフォーム」的なものと「タックス・デザイン」的なものがあります。「タックス・リフォーム」は、文字通り従来の税制を踏まえて改革を加えるもので、そこでは一種の連続性があるわけです。これに対し「タックス・デザイン」は、従来の税制は白紙に戻し、その上に全く新しい税制を作り出すものです。これによりますとゴルバチョフの改革は、「タックス・リフォーム」的な改革といえます。

1991年12月,エリツィン大統領は,「ロシア連邦税制基本法」を制定しまし

た。これは92年1月1日より実施されたものですが、エリツィンの急進主義 (radicalism) に基づいた経済改革を反映し、「タックス・デザイン」的な税 制改革であったわけです。つまりそれまでの税制とは、全く無関係に新しい税制が実施されたわけです。そこでは、付加価値税、当初は税率28%とかなり高率でありましたが、個人所得税、企業所得税、個別消費税等、いわば西欧の税制のコピーともいえる税制であったわけです。これは、或る意味では、IMF や世界銀行などからの借款の条件であったかもしれません。

しかし急激な価格の自由化、民営化によって激しいインフレーションが生じ、事実92年は1年間で1200%といったインフレ率を記録したほどで、これに加えて税務行政の不備などから、税収は思うように得られず著しい財政赤字を生じさせておりました。しかしエリツィンの税制改革によって、1930年に誕生した取引税は、ちょうど生物学的な、生成、発展、衰退、消滅といった形で廃止されたわけです。ただし旧ソ連時代の80年代後半には、すでに何人かの論者によって、取引税の付加価値税化が提案されていたことを見れば、旧ソ連の、そして私の研究の中心であった取引税は、付加価値税の課税方式に改革されたともいえるわけです。

インフレーションがいかに税制を攪乱するかは、すでに講義で申し上げたように、例えば所得税のブラケット・クリーピングの問題があります。つまり税率表は名目所得で示されているため、インフレーションは自動的に、より高い所得階層の税率に引き上げ、実質的な増税をもたらすわけです。それを是正するためには、何らかの基準でインデクセーションをしなければなりません。新生ロシアでは、最低賃金率の改訂に基づいて92年から94年の2年間に、最低限界税率12%の階層が、4万2千ルーブルから5百万ルーブルへと、実に120倍に引き上げられております。

さてこれまでが、今日の講義の前段であります。余りにも長すぎて、本題 に入るには残された時間が少なすぎます。そこでできるだけ搔い摘まんで、 財政の分権化の問題をお話したいと思います。 分権化の問題は何もロシアに限ったことではないのです。ある意味では世界的な傾向といってよいのではないかと思われます。ロンドン大学のロバート・ベネット(Robert Bennett)は、分権化には二つの意味があるとしております。ひとつは公共部門から民間部門への分権化であり、もうひとつは中央政府から下位政府への分権化であります。前者は、いわゆるプライバタイゼーション(privatization)をいうわけであります。これを民営化と訳しますと、企業の民営化というような狭い意味に考えられてしまいますが、もっと広い意味に使われております。

例えば、これもロンドン大学の社会政策の専門の人ですが、ジュリアン・レ・グランド(Julian Le Grand)は、プライバタイゼーションは、国家活動をローリング・バック(rolling back)することだといっております。つまり、国家活動に取り込んだものを元へ戻すということです。従って企業の民営化だけでなく、規制緩和や受益者負担の増加、さらに保険方式の適用等、いわゆるマーケッタイゼーション(marketization)、市場化を意味するわけです。スティグリッツ(J. E. Stiglitz)も「市場経済は分権化された経済である」と言っております。市場メカニズムは、人々の選好を反映した効率的な財・サービスの需給を自動的に成立させるわけです。これに対し、後者は、文字通りの地方分権化(decentralization)ですが、これも便益の地域的範囲という問題もありますが、住民の選好を可能な限り反映した政府サービスを提供するという意味で、効率性の問題と深く関係をもっております。

1970年代前半に起きたオイル・ショックは、世界的な経済のスタグフレーション(stagflation)を惹き起こしましたが、このスタグフレーションは、スタグネーション(stagnation)、つまり経済的停滞とインフレーション(inflation)とが同時に起ることを意味します。財政的には、不況は税収の低下に、そしてインフレは、財政支出の増大に作用し、結果として財政赤字の増大を導き、借入れの累積をもたらすわけであります。このような赤字の累積を回避するためには、国家活動のスリム化が必要となってくるわけです。

わが国でも今年から実施される財政構造改革もそのひとつの例といえます。 そして、国家活動のスリム化は、ひとつには、さきに申し上げたプライバタ イゼーションと行政活動の地方分権化を必要としてくるわけです。

しかしロシア連邦の分権化は、計画経済から市場経済への移行という必然性をもった分権化であります。その点で、プライバタイゼーションは、集団的プライバタイゼーション (mass privatization)で、いわば全面的市場化であり、また地方分権化は、単一国家には見られない、いわば自立的な連邦構成体の分権化を意味するわけです。ここでは財政の分権化を問題とするので、いわゆる地方分権化あるいは財政連邦主義の問題を取り扱うことにします。

ロシア連邦は、89の州 (oblast) から構成されますが、これらの州は、そのまま州と呼んでいるところもありますが、共和国、自治州、大都市など名称はまちまちです。そして州の人口もモスクワ市の880万人からエベンキャスキ自治州の2万人といったように大きな差異があります。このような人口の大きさだけでなく、ロシア連邦の中には100を越す民族がおり、それぞれ州や自地州、自地区を形成しております。また天然資源の埋蔵量の相違もあります。例えば、サーハ共和国(Sakha republic)は、面積も大きく、また異民族が多く、その上にダイアモンドの埋蔵量もロシア全体の90%を占め、天然ガスの埋蔵量も集中し、経済力や独立性が強い州であります。また経済力という点では、旧ソ連の時代に産業集中地区となっていたところも経済力が強い地域となっております。

さて分権化とは、プライバタイゼーションという、いわば垂直的な分権化と行政の分権化という、いわば水平的な分権化を意味するということを前に申し上げましたが、このことが直接的関係をもった国がロシア連邦といえます。というのは、旧ソ連時代では地方の行政サービスとなるような、住宅、保健、教育、地方的輸送手段等は、いずれも国営企業の社会的消費基金によって賄われていたのです。これらは、「分権的社会消費基金」と呼ばれ、国営企業の留保利潤を中央が計画的に配分する方式を取っていたわけです。プラ

イバタイゼーション,つまりこの場合は、国営企業の民営化となりますが、計画経済から市場経済への移行は、当然のことではありますが、これらの社会的サービスが地域政府(州または地方)の行政的責任に転嫁されることになり、一挙に地域政府の財政需要を大きくすることになったわけです。このような理由から州の財政支出の格差は、1人当り歳出額で見ると最大と最小では、92年には12倍の格差がありました。

一方、税収の方は、さきに述べたエリツィンの「基本法」の中で、付加価値税、個人所得税、企業所得税、個別消費税といった国税(連邦税)が、ロシア連邦の三層の政府レベルに、タックス・シェアリング(tax sharing)、つまり租税分与方式によって、州や地方に財源を付与しております。三層というのは、ロシア連邦政府、州政府、地方政府(州の下位にある地方自治体、地区等)であります。例えば「基本法」では、付加価値税は、その収入の100%が連邦政府へ分与され、個人所得税は、100%が州政府(地方政府も含む)に分与され、企業所得税も同様に100%が州政府に、個別消費税は、連邦と州とで50%ずつ分けられ、そのほか州税についても州と地方で一定の分与率が定められていました。このほか地方税として21種の自主財源が定められていました。これらの分与率は年々変更されてきましたが、実際には、1992年の自主財源は14%程度で、残りは、タックス・シェアリングによる依存財源であったわけです。

ロシア連邦では、徴税地収入原則が行われております。これは旧ソ連の時代から実施されてきたもので、例えば国税でも、いったん州や地方の収入となって、そのうち連邦なら連邦政府の方へ分与率に基づき分与し、残余を地域政府に留保するという方式をとっております。このような方式は一見して、地域の自主性が強いようにみえますが、連邦税は、課税対象、課税ベース、税率もすべて連邦が決定する権限をもつため、地域政府にとっては、分与率100%といえども依存財源に変わりはないのです。

このような固定的な分与率は、当然のことですが、地域の経済力、従って

財政力を調整する作用はありません。そのために、いわゆる財政力格差は、さきに申し上げた経済力の相違を反映し、1人当りの財政収入でみますと、92年には、最大の州政府収入は、最小の州の約40倍、そのばらつきを示す変動係数つまり標準偏差を平均値で割った係数では、0.9と極めて大きな格差を示しております。従って州予算の赤字も1人当り1.5万ルーブルの黒字団体から、7.1万ルーブルの赤字団体まで、大きな格差を示しております。

また連邦予算自体も巨額な赤字を抱えていたので、当然若干の補助金を州 や地方に与えていたのですが,殆んどそれが不可能な状態になっていました。 因みに最近発表された98年度のロシア連邦予算も総額の30%が赤字支出とな っております。それでは各州間の格差是正のための財政調整は、全く手をつ けなかったかといえば、そうではありません。その役割を果たしたのは、付 加価値税であります。付加価値税は、すでに講義の折に申し上げましたよう に、税負担と税収入が地域的に異なる税で、これを地域政府に分与すること になれば、いったん連邦政府の収入として一括し、人口や売上高に応じて配 分する必要があります。急進派のエリツィン政権は、前に申し上げたように、 「ビッグバン」的なやり方で経済改革を行い、税制面でも単なる西欧のコピ ーとしての税制改革を行ったわけで、当初基本法では、付加価値税は100%連 邦収入としていたのですが、92年税制改革実施段階では、その分与率を州と の協議方式に改め、州政府への留保分を0から100%に変え、財政力の弱いと ころへは100%, そうでないところへは0%と, 一種の財政調整機能を持たせ ることにしたわけです。これに伴って連邦政府の収入確保のため、「基本法 | では、100%が州政府に分与されることになっていた企業所得税の州への分与 率を大幅に下げたのです。

ロシアの付加価値税は、いわゆる前段階税額控除方式で、当初税率は28%でしたが、その後20%へと引き下げられました。しかしこのような税算定方式には、旧ソ連からの伝統からして余り馴染みがなく、ゴルバチョフ時代に改訂された取引税方式で納付するものもあったといわれております。他の租

税についても同様なことがあり,税務行政の不備が大きな問題となっていま した。

さて付加価値税が下位政府の財政調整の役割を果たしていたと申しましたが、そこには何らかの定式や基準もなく、その後固定率で下位政府へ分与され、財政調整の機能も低下してしまいました。しかしこのような財政調整の問題は、ひとつにはロシアの連邦制の特徴、つまり旧ソ連の解体そのものがロシア連邦構成体の自立性の要求に引き継がれていたことと、同時に連邦政府自体が連合政府的性格をもち、その管制高地としての力を発揮することができないということにも起因していると思われます。

しかしロシア経済が安定化に向うに従って、この付加価値税を一定の定式によって、州政府間の財政調整の手段にするという研究や提案が行われていることは事実であります。ただ連邦国家の財政分権化の問題は、しばしば財政連邦主義(fiscal federalism)といわれておりますように、連邦構成体の財政的自立を意味するもので、その意味では、連邦政府の財政調整よりも、州政府の自主財源の強化に重点が置かれなければならないと思います。そして財政調整の問題は、州と地方の間で行う必要があると考えられます。従って地方分権といってもロシアのような連邦制の場合は、連邦の関与というより、民族的にも経済力の面でも自立ないしは独立的な希求が強いと思われるわけです。従って財政調整の問題は、むしろ州政府と地方政府の間の問題であり、また地方政府の自主財源の強化の問題であると考えられるわけです。

すでに申し上げたようにエリツィンの税制改革は、「タックス・デザイン」 的な改革であり、とりわけ移行期の経済的混乱に対して、タックス・ハンド ルとして機能できないもので、例えば、92年に「基本法」で定められた所得 税の税率表も、その徴収段階になって改訂され、しかもそれが92年当初に遡 って適用されるといった、いわば租税法定主義に反するやり方が行われてい たわけです。もっともこのようにしないと、さきに述べたブラケット・クリ ーピングによって、所得税負担は急速に上昇してしまうわけです。従ってタ ックス・ハンドルとして機能させるためにロシアの移行期経済においては, 税制が刻々と変化せざるを得ないのです。

移行期といっても,果たしてどのような時期をいうのか明確ではありませんが,実質的には,ゴルバチョフのペレストロイカによる漸進主義的な改革を起点とするものもおり,またエリツィンによる急進的改革の始まった時期を起点とするものもおりますが,大体それはエリツィンの改革を出発点としているようです。またその終点はいつであるかについても,はっきりしておりません。現在も移行期と言えるし,インフレが終息した時点なのか市場経済が確立した時期までか確かでありませんが,やはり現在もそのような計画経済から市場経済への移行の時期とみてよいと思われます。

移行期ロシア経済の財政分権化をテーマとしましたが、前段が長すぎて、十分説明できませんでした。今日の最終講義では、旧ソ連の取引税の話が中心となってしまいましたが、前に申し上げましたが、確かにロシアの付加価値税は西欧のコピーではありましたが、すでに旧ソ連時代に取引税を付加価値税に改訂する提案も行われており、また旧ソ連崩壊以前に東欧の社会主義国の中では、取引税を付加価値税に変更したところもあり、その意味では、付加価値税は、私の研究の中心であった旧ソ連の取引税の後継者とも見ることができます。私もあと僅かで大学を離れます。今度は、ゆっくりと、このロシアの付加価値税の財政調整機能の変化を追い続けたいと思っております。本題と離れるところが多く分かりにくいところが多かったことと思います。本日は多数の学生諸君が私の最終講義に参加していただき有難うございました。これで最終講義を終りたいと思います。